

保険募集指針

1. 本指針の目的および位置づけ

当社は、保険業法、同法施行規則および関係法令等を遵守し、誠実かつ公正な保険募集を行うため、本保険募集指針を定めます。

本指針は、当社が行う保険募集に関する基本的な考え方および取組みを明らかにし、お客さまに対して適切な情報提供とわかりやすい説明を行うことを目的としています。

2. 保険募集を行う保険契約の引受保険会社の明示

当社は、保険募集を行うにあたり当該保険契約を引き受ける保険会社の商号または名称を明示します。

あわせて以下についても適切に説明します。

- ・保険契約を引き受けるのは保険会社であること
- ・保険金、給付金、解約返戻金等の支払は、引受保険会社が行うこと
- ・その他、引受保険会社が経営破綻した場合の取扱い等の保険契約に係るリスク

3. 顧客の自主的な判断を可能とするための情報提供

当社は、保険契約の締結にあたりお客さまが自主的な判断を行うために必要と認められる情報として、法令等に基づき以下の情報を提供し、わかりやすい説明を行います。

- ・保険契約の内容
- ・保険料、保険期間、保険金・給付金等の主な条件
- ・その他、保険契約者等の参考となるべき情報

また、同一種目の保険商品を複数取り扱っている場合には、お客さまが商品を比較・検討できるよう、必要な情報の提供に努めます。

4. 苦情・相談への対応および契約締結後の顧客対応

当社は、保険募集に関するお客さまからの苦情・相談等について、迅速かつ適切に対応します。

【保険募集に関する苦情・相談のお問い合わせ先一覧】

当社ホームページ：<https://www.hitachi-hoken.co.jp/information.html>

なお、苦情・相談の内容に応じて、当該保険契約の引受保険会社と連携のうえ対応する場合や、引受保険会社の窓口をご案内する場合があります。

当社は、契約締結後においても、必要に応じて適切なお客さま対応を行います。

5. 保険募集指針公表、周知

当社は、本指針の内容について、店頭掲示、インターネットホームページへの掲載等の方法により、お客さまに公表、周知します。

6. 本指針の検証および見直し

当社は、本指針について、業務運営の状況や関係法令等の改正等を踏まえ、定期的に検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

7. その他

本指針に定めのない事項については、関係法令および当社の社内規程等に基づき、適切に対応します。

2026年11月1日制定